⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成30年７月19日から平成30年８月17日までの行政機関の休日を除く午前10時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　提出場所　上記４の⑵の②のイに同じ。
③　提出方法　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記４の⑶の②へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成30年９月12日から平成30年10月10日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午前12時、午後１時から午後５時15分まで。ただし、最終日については、午前12時までとする。
②　提出場所　上記４の⑴に同じ。
③　その他　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　電子入札システムによる入札の場合は、平成30年10月５日午前９時から平成30年10月10日午後４時までに送信する。
②　紙入札方式により持参する場合は、平成30年10月11日午後１時30分に中国四国農政局７階入札室にて入札する。
③　郵送による場合は、平成30年10月10日午後４時までに上記４⑴宛て郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）する。
④　開札の日時及び場所　平成30年10月11日午後１時30分　中国四国農政局７階入札室
ただし、入札・開札日時は、予定であるため、詳細は別途送付する競争参加資格確認通知書によるものとする。
⑤　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、入札書を入れた中封筒と一緒に当該通知書の写し及び当該委任状を表封筒に入れて郵送すること。
⑹　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について、電子入札システム及び電話等により連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。

５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）
イ　金融機関の保証（取扱官庁　中国四国農政局）
また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国農政局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。
⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②イに同じ。
⑽　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　電子入札について
①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式（郵送を含む。）への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式（郵送を含む。）に変更するものとする。
②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式（郵送を含む。）に変更する場合がある。
③　電子入札システムに係る運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準」（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。
⑿　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
⒀　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際に追加資料の提出を求めることがある。
⒁　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
⒂　低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とすること。
⒃　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
⒄　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
⒅　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
⒆　工事の施工効率向上対策について　受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省ＷＥＢサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。
①　工事円滑化会議　工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。
②　設計変更確認会議　工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。
③　対策検討会議　工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。